答弁第一四五号平成十九年四月三日受領

内閣衆質一六六第一四五号

平成十九年四月三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省において、御指摘の事実は確認されていない。

二について

外務省として、平成十三年六月に田中外務大臣(当時)の下で発表した外務省改革要綱等において、監

察査察体制の強化・拡充の方針を明らかにし、その一環として御指摘の参与を任命した。

三について

御指摘の参与に対し、平成十三年度は百六十八万円、 平成十四年度は二百八十八万円、 平成十五年度は

二百八十八万円、 平成十六年度は二百七十八万四千円、 平成十七年度は八万七千円及び平成十八年度は二

万九千円の手当が支払われている。

四について

御指摘 の監察査察制度とは、外務本省及び在外公館における事務が適正に行われているかどうかを本省

については監察査察官が、 在外公館については査察使がそれぞれ調査及び検査し、 必要な改善策を提言す

る制度をいう。

## 五及び六について

御指摘の参与は、 監察査察制度の運用の在り方等につき、専門的な助言と指導を行っており、外務省と

して、同参与による省外からの第三者としての助言と指導は有益であると認識している。